

(審議事項)

第1361回経営委員会議案

2020年9月15日

インターネット活用業務実施基準の改定について

NHKインターネット活用業務実施基準について、別紙変更素案の通り、その内容の一部を変更することとしたい。

別紙 NHKインターネット実施基準の変更素案

別添 インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の  
算定根拠

(参考) NHKインターネット活用業務実施基準の改定ポイントについて

## 【参考】

### 放送法 関係条文

(業務)

#### 第20条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するものを除く。）

三 放送番組等を、電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）

四～九 (略)

#### 3～8 (略)

9 協会は、第2項第2号又は第3号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第2項第2号又は第3号の業務の種類、内容及び実施方法

二 第2項第2号又は第3号の業務の実施に要する費用に関する事項

三 第2項第2号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

四 その他総務省令で定める事項

#### 10～19 (略)

(経営委員会の権限等)

第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～フ (略)

カ 第20条第9項に規定する実施基準及び同条第13項に規定する実施計画

ヨ～オ (略)

二 (略)

#### 2 (略)

3 経営委員会は、第1項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令で定めるところにより、広く一般の意見を求めるものとする。

## 放送法施行規則 関係条文

### (実施基準の記載事項)

第12条の2 法第20条第9項第4号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第20条第2項第2号又は第3号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
- 二 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
  - イ 第32条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する経理の実施方法
  - ロ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
  - ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
  - ニ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
- 三 法第20条第13項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項
- 四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第20条第17項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項
- 五 その他インターネット活用業務に関し必要な事項

### (実施基準の認可申請)

第12条の3 法第20条第9項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

- 一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要
  - 二 定め又は変更しようとする理由
  - 三 実施しようとする期日
- 2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする

### (意見の求め)

第18条 (略)

2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第1号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第3号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一・二 (略)

三 法第20条第9項に規定する実施基準

#### 四 (略)

- 3 前項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 4 経営委員会は、意見提出期間内に提出された第2項各号に掲げる事項の案についての意見（以下この条において「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。
- 5 経営委員会は、第2項の規定により意見を求めて議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
  - 一 議決した事項の題名
  - 二 議決した日
  - 三 提出意見（提出意見がなかつた場合にあっては、その旨）
  - 四 提出意見を考慮した結果（意見を求めた事項の案と議決した事項との差異を含む。）及びその理由
- 6 前項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、経営委員会は、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を経営委員会事務局における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 7・8 (略)
- 9 第2項、第5項及び前項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

現 行	変更素案 (下線が変更部分)
<p>(実施状況の公表、評価および改善)</p> <p><b>第8条</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。</p> <p>3 &lt;略&gt;</p>	<p>(実施状況の公表、評価および改善)</p> <p><b>第8条</b> &lt;同左&gt;</p> <p>2 インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて、<u>技術の発達および需要の動向その他の事情を勘案して</u>評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。</p> <p>3 &lt;同左&gt;</p>
<p>(インターネット活用業務審査・評価委員会)</p> <p><b>第9条</b> &lt;略&gt;</p> <p>2・3 &lt;略&gt;</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価のために必要と認めるときは、インターネット活用業務に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等によりインターネット活用業務の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5～7 &lt;略&gt;</p>	<p>(インターネット活用業務審査・評価委員会)</p> <p><b>第9条</b> &lt;同左&gt;</p> <p>2・3 &lt;同左&gt;</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価に<u>関して見解を述べる</u>ために必要と認めるときは、インターネット活用業務に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等によりインターネット活用業務の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5～7 &lt;同左&gt;</p>
<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第14条</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 &lt;略&gt;</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第14条</b> &lt;同左&gt;</p> <p>2 &lt;同左&gt;</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>

現 行		変更素案（下線が変更部分）	
1～6 <略>	<略>	1～6 <同左>	<同左>
7 第13条第1項第1号工(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）	放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。	7 第13条第1項第1号工(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）	放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。 <u>ただし、地方向け放送番組（同一内容で全国向けに再放送した番組を提供する場合を除く。）</u> については、 <u>放送日の翌日から起算して14日以内に終了する。</u>
8・9 <略>	<略>	8・9 <同左>	<同左>
<p>4 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供対象地域については、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、提供に必要な権利が確保できない場合等には、表の4の項の放送番組の提供対象地域を日本国外に、5、8および9の項の放送番組等の提供対象地域を日本国内に限ることがある。</p>		<p>4 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供対象地域については、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、提供に必要な権利が確保できない場合等には、表の4の項の放送番組の提供対象地域を日本国外に、5、8および9の項の放送番組等の提供対象地域を日本国内に限ることがある。</p>	
1～3 <略>	<略>	1～3 <同左>	<同左>
4 第13条第1項第1号イ(カ)および(キ)の放送中番組	制限を設けない。	4 第13条第1項第1号イ(カ)および(キ)の放送中番組	<u>(キ)のうち邦人向け協会国際衛星放送の放送番組に係るものを日本国外に限るほか、</u> 制限を設けない。
5～7 <略>	<略>	5～7 <同左>	<同左>
8 第13条第1項第1号工(イ)および(ウ)の既放送番組	制限を設けない。	8 第13条第1項第1号工(イ)および(ウ)の既放送番組	<u>(ウ)のうち邦人向け協会国際衛星放送の放送番組に係るものを日本国外に限るほか、</u> 制限を設けない。
9 <略>	<略>	9 <同左>	<同左>
5 <略>		5 <同左>	

現 行	変更素案（下線が変更部分）
<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第17条</b> 実施に要する費用については、<u>各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。</u></p> <p>2 前項の費用については、<u>実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討し、抑制的な管理に努めるとともに、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、前項の上限を超過して国内インターネット活用業務を実施することがある。</u>その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</p> <p>4 &lt;略&gt;</p>	<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第17条</b> 実施に要する費用については、<u>実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討して抑制的な管理に努めるものとし、放送法第71条の2第1項に基づき策定し公表する中期経営計画に記載する。</u></p> <p>2 前項の費用については、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</p> <p>3 大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、<u>第1項に基づく費用を超過して国内インターネット活用業務を実施することがある。</u>その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</p> <p>4 &lt;同左&gt;</p>
<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第32条</b> 実施に要する費用は、年額1億円を<u>上限</u>とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>総務大臣の認可を得た日から</u>施行する。</p>	<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第32条</b> 実施に要する費用は、年額1億円を<u>超えない額</u>とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和3年4月1日から</u>施行する。</p>

現 行	変更素案（下線が変更部分）
<p>2 平成29年9月13日に総務大臣の認可を得た基準（次項において「旧基準」という。）は、前項に規定する日の前日をもって廃止する。</p> <p>3 2号有料業務に係るサービスに関する旧基準第3部1③の「見逃し番組サービス」および「過去番組サービス」の別については、第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供を開始するまでの間、なお従前の例による。</p> <p>（地上テレビ常時同時配信の段階的实施）</p> <p><b>第2条</b> 第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、令和元年度の実施計画において定める当該提供の開始の日から令和2年3月31日までの間、第15条第2項の措置の円滑な実施に資するよう、設備への負荷や利用の状況を確認するため、総合テレビジョン放送および教育テレビジョン放送の放送番組を一日に各17時間程度（災害時等においてはこれを超えることがある。）連続的に提供するものとし、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。</p> <p>2 令和2年4月1日から当分の間、第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、それぞれ提供時間を限定して行うものとし、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</p> <p>（地方向け放送番組の提供に係る計画）</p> <p><b>第3条</b> 令和3年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取り組みについては、令和2年度中にその計画を明らかにする。</p>	<p>2 令和2年1月14日に総務大臣の認可を得た基準は、令和3年3月31日をもって廃止する。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>（地上テレビ常時同時配信の段階的实施）</p> <p><b>第2条</b></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>当分の間、第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、それぞれ提供時間を限定して行う<u>ことがあり</u>、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p>



現 行	変更素案（下線が変更部分）
<p>(オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み)</p> <p><b>第4条</b> <u>令和2年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会</u>（以下「大会」という。）にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</p> <p>2 前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、<u>令和2年度の実施計画において明らかにする。</u></p> <p>3 <u>前項の業務のうち専用ウェブサイト・アプリケーション等を通じた大会に関する情報の提供</u>（本項および次項において「対象業務」という。）に要する費用については、<u>第17条第1項の費用の上限とは別に、令和2年度の実施計画において対象業務の内容および実施予定額を明示する。</u></p> <p>4 <u>前項の対象業務の内容および実施予定額を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、令和2年度の実施予定額は20億円以下とする。</u></p> <p>5 <u>令和2年度に係る第42条第6項の費用明細表には、前項の実施予定額に係る費用の内訳をあわせて表示する。</u></p> <p>6 大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、競技中継番組および関連番組について、第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うことがある。</p>	<p>(オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み)</p> <p><b>第3条</b> <u>令和3年に開催予定のオリンピック・パラリンピック東京大会</u>（以下「大会」という。）にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</p> <p>2 前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、<u>令和3年度の実施計画において明らかにする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>3 大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、競技中継番組および関連番組について、第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うことがある。</p>

現 行	変更素案（下線が変更部分）
<p>(令和2年度における業務実施費用の取り扱い)</p> <p><b>第5条</b> <u>令和2年度に行うインターネット活用業務</u>  <u>については、次の各号に掲げる新規業務を円滑に</u>  <u>実施するため、第17条第1項の規定にかかわら</u>  <u>ず、予算執行時に同項に定める上限を超過するこ</u>  <u>とがある。その場合、他の項からの予算の流用に</u>  <u>ついて、予算総則の定めに従い経営委員会の議決</u>  <u>を経ることとし、次の各号に掲げる業務に要した</u>  <u>費用を協会のウェブサイトおよび令和2年度の業</u>  <u>務報告書に掲載して公表する。ただし、当該超過</u>  <u>する額は、次の各号に掲げる業務に要した費用の</u>  <u>合計または3億円のいずれか小さい額を超えない</u>  <u>ものとする。</u></p> <p>一 <u>第10条の業務のうち、地上テレビ見逃し番</u>  <u>組配信による地方向け放送番組の提供に係るも</u>  <u>の</u></p> <p>二 <u>第12条の業務のうち、自動翻訳技術による</u>  <u>字幕を用いて、国際放送および協会国際衛星放</u>  <u>送の放送番組の英語以外の言語による理解増進</u>  <u>情報を提供するもの</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(令和元年度の実施計画の届出等)</p> <p><b>第6条</b> <u>第7条の規定にかかわらず、令和元年度の</u>  <u>実施計画については、この基準の施行の日以後、</u>  <u>遅滞なく総務大臣に届け出るとともに、協会の</u>  <u>ウェブサイトに掲載して公表する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p><b>第7条</b> &lt;略&gt;</p>	<p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p><b>第4条</b> &lt;同左&gt;</p>
<p>(区分経理等に係る経過措置)</p> <p><b>第8条</b> <u>第42条に定める費用の整理は、令和2年</u>  <u>4月に始まる事業年度に係る経理から実施する。</u>  <u>なお、平成31年4月に始まる事業年度に係る経</u>  <u>理については従前の例によるが、附則第3条の規</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行	変更素案 (下線が変更部分)
<p><u>定により地上テレビ常時同時配信とみなす業務および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務に要する費用については、第42条第6項の趣旨を踏まえ、第8条第1項に定める実施計画の実施状況に記載し、同条第3項の規定により公表する。</u></p> <p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第9条</b> &lt;略&gt;</p>	<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第5条</b> &lt;同左&gt;</p>

以 上

(別添)

## インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHKインターネット活用業務実施基準素案」（以下、「実施基準素案」という。）において示した業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠は、以下のとおりである。

### (1) 2号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

放送法第71条の2第1項に基づき策定し公表する中期経営計画に記載する。

（現在策定中の令和3年度を始期とする中期経営計画において、令和3～5年度の3か年の費用について記載する。）

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、2号業務についての実施費用を計上する。

また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

中期経営計画は、令和2年に施行された改正放送法によって策定・公表することが義務付けられ、協会の中期的な収支の見通しと経営の基本的な方向、その期間に実施しようとする業務の内容等を明らかにするものであるところ、2号受信料財源業務の費用については、この法定の中期経営計画において、業務の全体像の中でどのようにインターネット活用業務を位置づけ、そのために必要な費用がどの程度であるかを視聴者・国民のみなさまに示していくことがふさわしいものとする。 「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」は、改正放送法に基づくものとして初めて策定する中期経営計画の案であるが、その中で「『NHKらしい』充実したコンテンツを、より最適な媒体を通じ、合理的なコストで提供し続ける」という考え方のもとにインターネットを適切に活用することとしていること

からも、協会の業務全体の中でインターネット活用業務のあり方や費用を検討していくことが適切であると考え。中期経営計画は、毎事業年度の収支予算・事業計画に添えて国会に提出されるものであり、また、インターネット活用業務に要する費用の大要は、国会の承認を経る収支予算・事業計画において「国内放送番組等配信費」、「国際放送番組等配信費」として明示するものである。

実施に要する費用については、放送受信設備を設置した方からいただいた受信料を財源として任意業務であるインターネット活用業務を適切な規模で実施するという考え方を維持し、実施基準素案第17条第1項に定めるとおり抑制的な管理に努める。また、第18条第1項に定めるとおり、2号受信料財源業務により行う個々の放送番組または理解増進情報の提供については、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなつたと判断したものはその時点で提供を終了することで、既存業務の費用をより一層抑制する。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた今後の社会・経済状況の変化等により受信料収入が大きく変動したとしても、常時同時配信等業務や、地域展開や国際展開など公益性の観点から実施が求められる業務を可能な限り十全に実施する観点から、各年度において各々の業務に要する費用を精査する。

令和3年度を始期とする中期経営計画に令和3～5年度の費用について記載するが、現時点での見通しを示せば以下のとおりである。

国内インターネット活用業務のうち「常時同時配信等業務」については、2年度予算額を基準にした上で、常時同時配信業務の時間増などの充実や、利用者増に伴う費用の増加、配信基盤やセキュリティ・プライバシー対策の強化などを見込んだ一方で、更なる経費削減の実施等を踏まえて費用を試算したものである。費用には固定的費用と変動的費用があるが、そのうち変動的費用については以下のとおり見込んでいる。コンテンツ制作関連費のうち権料や見逃しファイル制作費等は、3年度以降も抑制的に支出することを想定した。配信関連費のうちCDN費用等については、3年度には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから「NHKプラス」サービスの利用量が増加することを想定するととともに、4年度以降も利用量が緩やかに上昇することを前提とし、3年度以降の費用増額を想定している。認証関連費のうち受信契約の照合やコールセンターに要する費用については、視聴者の利便性向上の観点から一定の増額を想定してい

る。なお、利用量やID登録数等の変動により、配信関連費や認証関連費が増減する可能性があるが、仮に増額したとしても費用全体の中での調整により上限内に収めることを想定しており、今回の試算にこの増減は見込んでいない。また、地方向け放送番組に係る常時同時配信等業務については、大阪拠点放送局などからの見逃し配信の強化など、今後の対象拡大による配信費用等の増を見込む一方で、昨年10月に行った試算に比してより効率的な実施方法を前提とすることにより、費用の抑制を図る。

「上記以外の業務」については、常時同時配信等業務の開始にあわせて提供コンテンツを見直すなど既存業務の費用をより一層抑制することを前提としており、各年度において費用の削減を行うことを想定した。その上で、放送法上の努力義務に関する業務のうち民間放送事業者との連携・協調に資する取り組みについては、事業者からの要請・調整を踏まえて内容の充実を図ることが出来るよう、費用の増額を見込んだ。また、3年度には東京オリンピック・パラリンピックおよび冬季の北京オリンピック・パラリンピック、4年度にはワールドカップサッカー・カタール大会におけるデジタル展開に要する費用を見込んでいる。東京オリンピック・パラリンピックに関する費用についても、現行実施基準のような別枠を設けず、「上記以外の業務」の費用の一部として管理することとしている。このほか、ユニバーサル・サービスについては、東京オリンピック・パラリンピックで実施するほか、気象情報の手話CGの取り組みに要する費用を見込んだ。また、防災・減災、感染症関連情報の提供、教育などの情報提供の取組を強化することを想定した。ただし、上述のとおり既存業務の費用を一層抑制することで、総額の圧縮を図る。

国際インターネット活用業務については、世界に向けて日本の理解を促進する情報や地域の魅力を伝える情報の発信を強化することや、訪日・在留外国人が増加する中で災害時に命を守る情報など必要な情報を英語だけでなく、多くの言語で適切に提供していくことが一層重要になっている。同時に、在外邦人の安全・安心を守るための情報発信もますます求められている。インターネットは視聴環境の整備にかかる費用が放送に比べて低廉である上に、モバイル端末などで簡便に情報を得られ利便性に優れ、加えて、多言語化への対応も放送に比べて容易である。こうした点を踏まえ、国際インターネット活用業務の充実を図る。既存業務の費用の見直しを行い、必要な取り組みを効率的・効果的に実施することを前提とした2年度

の実施費用をベースとしつつ、「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」で示したとおりインターネットの一層の活用のため、国際放送番組の配信の強化や多言語化の推進、コンテンツの強化等に要する費用を見込んだ。

以上の点を踏まえた令和3～5年度の2号受信料財源業務の費用の現時点での見通しは、下表のとおりである。今後、さらに精査を行ったうえで、令和3年度を始期とする中期経営計画に当該期間の費用について記載する。

（単位 億円）

年 度 項 目	2 (予算)	3	4	5	備考 (主な支出内容)
総 額	189	197	194	193	
国内インターネット活用業務	164	169	162	159	
常時同時配信等業務	54	58	66	66	
コンテンツ制作関連費	20	18	20	20	サイトやアプリの構築・改修費、フタ情報登録業務費及び設備費、見逃しファイル制作費及び設備費、権料 等
配信関連費	14	17	19	21	CDNや配信監視業務に係る経費 等
認証関連費	9	12	16	15	受信契約照合業務、認証基盤経費、視聴者対応費 等
その他	9	11	11	10	給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費 等
上記以外の業務	109	111	96	93	
コンテンツ制作関連費	56	58	49	48	番組ホームページやポータルサイト、アプリの構築・改修費 等
配信関連費	21	20	16	16	CDNや配信監視業務に係る経費 等
その他	31	33	31	29	給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費
国際インターネット活用業務	25	28	32	34	
業務関連費	11	14	16	17	サイトやアプリの構築・改修費、放送番組等のインターネット配信に係る経費 等
設備関連費	9	10	11	12	CDNや配信監視業務に係る経費 等
その他	3	4	5	5	給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費

なお、上に示した金額や主な支出内容等は、あくまで、各事業年度に実施する業務の内容を現段階で想定して費用を試算したものである。今後、協会の役割や社会的要請等を踏まえた新規の取り組みの必要性等を総合的に勘案した上で、実施基準変更の認可申請までに更なる精査を行い、技術

の進展等を受けたより効率的な実施方法の選択や更なる費用削減に努めて中期経営計画に記載する。各事業年度の実際の費用については、収支の全体状況の中で、当該年度の予算・事業計画において決定し、実施計画において公表する。

## (2) 3号受信料財源業務

### ア 実施に要する費用

年額1億円を超えない額とする。

### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。

また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

### ウ 算定根拠

実施基準第29条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。

平成27年度～令和元年度の実施実績は、災害等の緊急時における情報提供2件（口永良部島噴火関連ニュース（27年度）、北海道で震度7関連ニュース（30年度））、協会国際衛星放送および国際放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するための提供0件、その他公益上特に意義がある場合の提供1件（NHKワールドラジオ日本（タイ語）の提供（27年度～））であり、費用実績はいずれの年度も0億円であった。しかしながら、本業務は実施基準第29条に定めるとおり、災害等の緊急時や国際放送の視聴機会拡大等に係る業務として必要性がある場合に実施するものであり、具体的な金額規模の算定は困難であるが、一定程度の支出（国内配信に係るコンテンツ制作関連費、配信関連費、国際配信に係る業務関連費、設備関連費、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費）を伴う形で業務を実施する可能性は常にあることから、費用を算定した。



# NHKインターネット活用業務実施基準の改定ポイントについて

## 1. 実施に要する費用

- ▽2号受信料財源業務の実施に要する費用については、これまで通り抑制的な管理に努め中期経営計画に記載します。
- ▽ことし施行された改正放送法で策定・公表が義務付けられた中期経営計画は、NHKの中期的な収支の見通しと経営の基本的な方向、その期間に実施しようとする業務の内容等を明らかにするものです。
- ▽8月4日に公表した来年度からの中期経営計画（案）では「多様で質の高い『NHKらしい』充実したコンテンツをより最適な媒体を通じ、合理的なコストで提供する」としています。この考え方を踏まえて、インターネット活用業務の費用についても、NHKの業務全体のあり方や、計画期間中の収支見通しとともに、中期経営計画において明示することが適切と考えています。
- ▽実施基準変更素案に添付している「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」で、来年度から3か年の計画期間中の費用の考え方や現時点での見通しを明らかにしています。今後、実施基準変更の認可申請までに更なる精査を行い、これを踏まえ、中期経営計画に記載します。

## 2. 地方向け放送番組の配信強化

- ▽放送法上の努力義務となっている地方向け放送番組の配信については、東京から放送していない一部番組の見逃し番組配信を今年度から段階的に実施し、来年度以降、配信を強化したいと考えています。
- ▽ただし、拠点放送局からの配信は簡易な設備を用いて実施すること等から、放送直後に配信が開始できない場合もありえます。こうした場合に通常7日以内としている見逃し番組配信期間が相当程度短くなってしまうことを避けられるよう、配信期間を14日以内とします。

### 3. 邦人向け協会国際衛星放送の配信

▽国際インターネット活用業務の充実に向けて、来年度、在外邦人向けのテレビ国際放送（※）について、NHKワールドJAPANのウェブサイトでの放送同時配信および、見逃し番組配信を開始する計画です。

▽これらの番組は、国内放送（総合テレビジョン放送）でも放送しており、NHKプラスで提供する際には受信料制度を毀損しないよう受信契約に係る認証を行っています。

この事との整合性を確保する観点から、提供対象地域を日本国外に限ることとします。

※NHKは、「NHKワールド・プレミアム」として、海外で生活する日本人や日本人旅行者に向けた日本語でのテレビサービスを行っており、現地の放送事業者のサービスに加入すれば、有料で視聴できます。このうち、ニュース・情報番組を中心に1日5時間程度は、無料で視聴できる放送として実施しています。来年度、その一部について、放送同時配信・見逃し番組配信の実施を計画しています。

### 4. オリンピック・パラリンピック東京大会

▽オリンピック・パラリンピック東京大会の開催延期に伴い、同大会の開催時期に関わる文言を改めるほか、同大会に関する業務の費用について別途上限を設けていた規定を削除します。

#### 【参考】現時点での費用の見通し(算定根拠より)

(単位 億円)

	2年度 (予算)	3	4	5	主なポイント
総 額	189	197	194	193	
国内インターネット活用業務	164	169	162	159	
常時同時配信等業務	54	58	66	66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時同時配信業務の時間増等</li> <li>・セキュリティ・プライバシー対策強化</li> <li>・地方向け放送番組の配信強化</li> <li>・より効率的な実施方法による費用抑制</li> </ul>
上記以外の業務	109	111	96	93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民放との連携・協調</li> <li>・ユニバーサル・サービス</li> <li>・東京オリ・パラ、北京オリ・パラ等</li> <li>・既存業務の費用を一層抑制</li> </ul>
国際インターネット活用業務	25	28	32	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際放送番組の配信強化</li> <li>・多言語化の推進</li> <li>・コンテンツの強化</li> <li>・既存業務の費用の見直し</li> </ul>